

6 利益の供与の禁止(令和6年5月1日施行)

何人も、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、自ら進んで
 ①業務を容認してもらうための利益の供与(みかじめ料等)
 ②業務に関して、紛争を解決、鎮圧してもらうための利益の供与(用心棒代等)
 をすることを禁止する。
 暴力団員が、上記①②の利益供与を受け、又は指定した者に利益供与を受けさせることを禁止する。

何人も、正当な理由がある場合を除き、暴力団員又は暴力団員が指定する者に対し、暴力団の活動を助長し、暴力団の運営に資することとなることを知って利益供与してはならない。
 暴力団員が、この利益供与を受け、又は指定した者に利益供与を受けさせることを禁止する。

反復して違反するおそれ
勧告公表



暴力団排除条例



～暴力団のいない安全で安心な社会を実現しよう～

条例の概要

兵庫県では、暴力団の排除に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、暴力団事務所等に関する規制その他必要な措置を含めた暴力団排除条例を平成23年4月1日に施行していますが、社会情勢の変化に対応した改正をその都度、行っています。

1 目的、暴力団の排除、県・県民の責務

条例の目的

- 暴力団による不当な影響を排除
- 安全で安心な県民生活の確保

暴力団の排除

- 「暴力団の排除」の基本
 - ・「暴力団を恐れないこと」
 - ・「暴力団に対して利益を供与しないこと」
 - ・「暴力団を利用しないこと」
 - ・「暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止すること」
- 連携と協力の下に、社会全体として推進すること。

県の責務

- ①暴力団の排除に関する施策の策定と実施
- ②暴力団排除活動を実施する県民等への支援(情報の提供、助言、指導、関係者の保護等)

県民の責務

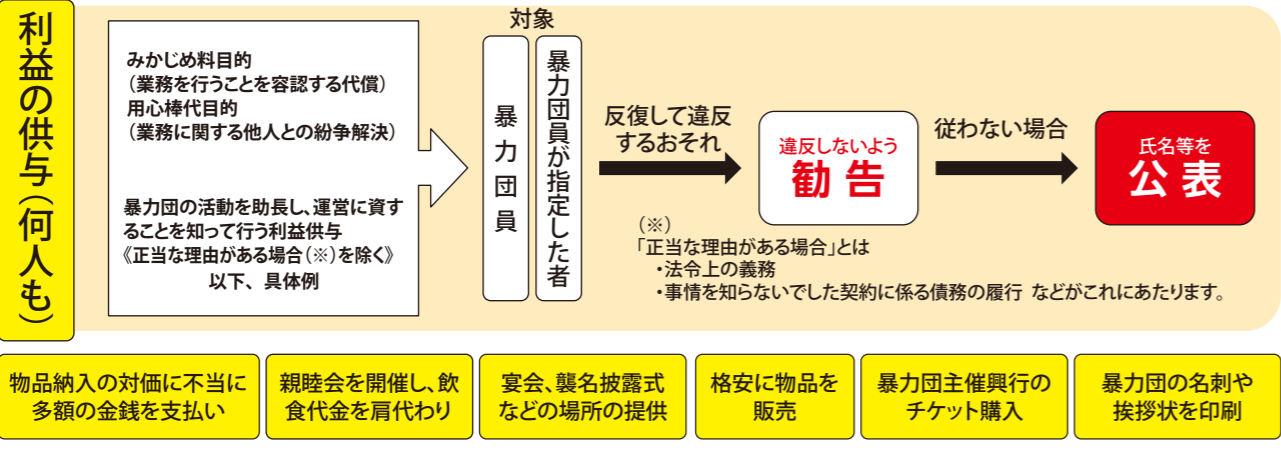
- ①暴力団排除活動の推進と県の施策への協力
- ②暴力団との関係の禁止と威力利用の禁止
- ③不当要求に対する積極的な相談と拒絶
- ④暴力団の排除に資する情報の提供

2 県の構すべき措置等

- 県の事務又は事業における措置
- 警察による保護措置
- 訴訟の援助
- 啓発活動
- 市町への協力
- 暴力団からの離脱を促進するための措置



利益の供与の禁止



7 暴力団排除特別強化地域の設定(令和6年5月1日施行)

〈暴力団排除特別強化地域〉三宮地区・福原地区・神田新道地区・魚町地区

禁止行為	暴力団員等	特定営業を営む者(特定営業者)	罰則
	<ul style="list-style-type: none"> ●特定営業を営む者に用心棒の役務を提供すること ●特定営業を営むことを容認する対償(みかじめ料)として金品等の供与を受けること ●用心棒の役務の対償として金品等の供与を受けること 	<ul style="list-style-type: none"> ●暴力団員等から用心棒の役務の提供を受けること ●暴力団員等に営業を容認してもらうこと、対償(みかじめ料)として金品等を供与すること ●暴力団員等に用心棒の役務の対償として金品等を供与すること 	<p>1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金</p>

※「暴力団員等」…暴力団員、暴力団員が指定した者
 ※「特定営業」…風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業、飲食店営業、風俗案内業、客引き業、スカウト業など
 →特定営業者は、相手方が暴力団員等であることを知っている(暴力団等と認識している)場合にのみ罰則の対象となる。
 →特定営業者には自首減免規定あり。(刑を減輕又は免除することができる)

三宮地区	福原地区	神田新道地区	魚町地区
神戸市中央区のうち 加納町3丁目並びに中山手通1丁目及び2丁目 のうちの市道長田橋尾線以南の地域、 加納町4丁目、下山手通1丁目及び2丁目、 北長狭通1丁目及び2丁目	神戸市兵庫区のうち 福原町、西上橋通1丁目及び2丁目、西橋通 1丁目及び2丁目、西多聞通1丁目及び2丁 目	尼崎市のうち 昭和通4丁目及び5丁目、昭南通4丁目及 び5丁目、神田北通2丁目から4丁目まで、神 田中通2丁目から4丁目まで、神田南通1丁 目	姫路市のうち 坂元町、本町のうち国道2号以南及び市道城 南29号線以西の地域、福中町、西二階町のう ち市道城南29号線以西の地域、魚町、立町、 塩町、十二所前町のうち市道幹第8号線以北 の地域

公益財団法人 暴力団追放兵庫県民センター

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部内

TEL : 078-362-8930 URL : <http://www.botsui-hyogo.or.jp/>

午前9時～午後5時45分(土・日・祝日と年末年始を除く)



公益財団法人 暴力団追放兵庫県民センター



兵庫県警察本部暴力団対策課

3 暴力団事務所等に関する規制

(1) 暴力団事務所等の運営の禁止(令和6年5月1日施行)

青少年への暴力団の悪影響を排除するため、**学校などの敷地の周囲200メートル以内の区域**(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)**や都市計画法に定める用途地域(工業専用地域を除く)**において、「暴力団事務所」や「準暴力団事務所」(以下、「暴力団事務所等」という。)を新規に運営することを禁止し、これに違反した場合は「中止命令」を発出し、この命令に違反した場合には、罰則を科す。

「準暴力団事務所」とは?

暴力団の幹部が、連絡、待機等の暴力団の活動に使用する施設など、暴力団事務所
に準ずるものをいう。

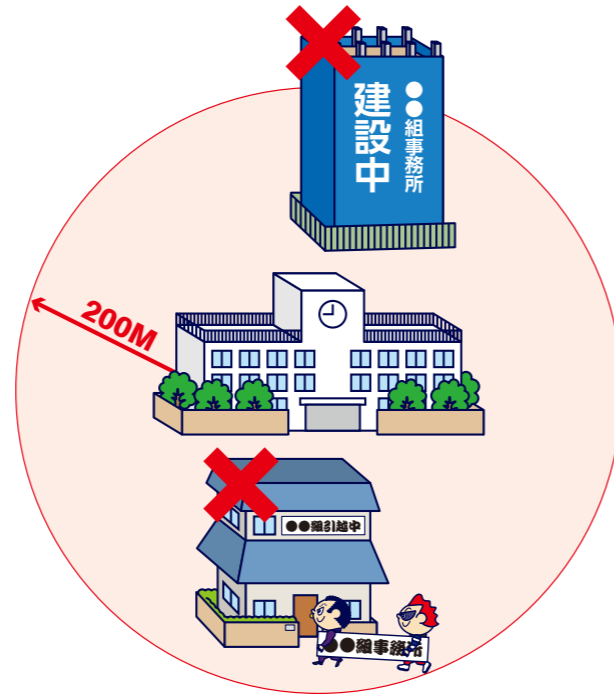
禁止区域・禁止地域

① 次の施設の敷地200メートル以内の区域
(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)

- 幼稚園・小学校・中学校・高校
- 保育所等の児童福祉施設
- 公民館、図書館、博物館等
- 公共のスポーツ施設
- 公安委員会が定める施設(児童相談所、**都市公園**等)

② **都市計画法に定める用途地域**

- 第1・2種低層住居専用地域
- 第1・2種中高層住居専用地域
- 第1・2種住居地域
- 準住居地域
- 田園住居地域
- 商業地域 ○ **準工業地域**
- 近隣商業地域 ○ **工業地域**



※下線部は改正箇所

(2) 暴力団事務所等の用に供する不動産の譲渡に関する規制

「不動産所有者」、「その代理や媒介をする者」又は「建設工事を請け負う者」は、県内の不動産又は建物に関して、「暴力団事務所等」となることを**知って**契約してはならない。

【違反した場合は、勧告・公表】

また、契約書には

- ① 暴力団事務所等として使用してはならない。
- ② 暴力団事務所等として使用することが判明したときには、契約解除等ができる。

ことを定めるよう努めること。

4 住民等に不安を覚えさせる行為の禁止

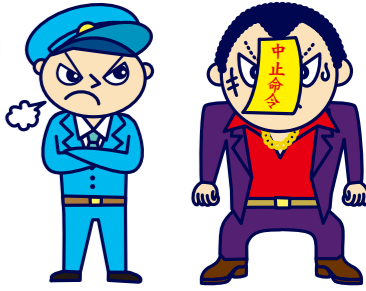
準暴力団事務所又はその周辺における禁止行為

「指定暴力団員」が、「準暴力団事務所」やその周辺において

- 著しく粗野・乱暴な言動
- 威勢を示すこと(いいがかり、すごむこと等)

により、付近の住民や通行人に不安を覚えさせた場合には、「中止命令」を発出し、この命令に違反した場合には、罰則を科す。

※暴力団事務所又はその周辺における指定暴力団員の同様の行為については、「暴力団対策法」で禁止されています。



5 青少年の健全な育成を図るための措置(令和2年10月26日施行)

青少年の暴排意識の醸成	暴力団員による青少年の健全育成を阻害する行為の禁止	左記①～③の禁止行為に行政命令・罰則を適用
<p>青少年の育成に携わる者(保護者、教育機関等)は、青少年が暴力団排除の重要性を認識して</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団に加入しない ○ 暴力団犯罪の被害に遭わない ○ 暴力団に対する正しい理解の下に行動する <p>ように、青少年に対して助言、指導等に努めるものとする。(努力義務)</p>	<p>① 正当な理由がなく、青少年を暴力団事務所等に立ち入らせる行為</p> <p>② 暴力団の活動として、青少年に金品その他財産上の利益を与する行為</p> <p>③ 暴力団の支配下に置く目的で、青少年に面会を要求したり、電話、電子メール、つきまとい等をする行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 禁止行為をした暴力団員に対して、中止命令や再発防止命令を発出 ○ 暴力団の代表者等の指示、命令、容認等の下に禁止行為が反復して行われるおそれがある場合、代表者等に対しても再発防止命令を発出
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">命令違反</div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; background-color: red; color: white;">罰 則</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; text-align: center;">6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金</div>
	<p>上記禁止行為に対する警察官の措置</p> <p>警察官による青少年に対する現場指導や、関係機関と連携した必要な措置を講じる</p>	